

会議録  
令和2年第2回更別村議会定例会  
第1日（令和2年6月8日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 報告第 1号 令和元年度一般会計繰越明許費の件
- 第 7 報告第 2号 令和元年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件
- 第 8 議案第28号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 9 議案第29号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第10 議案第30号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第11 議案第31号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第12 議案第32号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第13 議案第33号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第14 議案第34号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第15 議案第35号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第16 議案第36号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第17 議案第37号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第18 議案第38号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第19 議案第39号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第20 議案第40号 更別村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 第21 議案第41号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第22 議案第42号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第23 議案第43号 更別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第24 議案第44号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第25 議案第45号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第26 議案第46号 動産の買入の件
- 第27 議案第47号 南6線乙局部改良工事工事請負契約締結の件
- 第28 議案第48号 曙団地公営住宅建替事業（29号棟）建築主体工事工事請負契約締結の件

- 第29 議案第49号 令和2年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件  
 第30 議案第50号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件  
 第31 議案第51号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件  
 第32 議案第52号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	西海健
教育長	荻原正	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	会計管理者	安部昭彦
総務課長	末田晃啓	総務課参事	女ヶ澤廣美
企画政策課長	佐藤敬貴	企画政策課参事	高田大資
産業課長	本内秀明	住民生活課長	小野寺達弥
建設水道課長	佐藤成芳	保健福祉課長	新関保
子育て応援課長	石川亮	診療所事務長	酒井智寛
教育委員会教育次長	小林浩二	農業委員会事務局長	川上祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	高橋祐二	書記	高瀬大輔
書記	加藤廣衛		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和2年第2回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言は解かれましたが、いまだ新型コロナウイルス感染症の蔓延が収まらず、諸外国でのパンデミックを誘発しながらの人類史上まれに見る大きな惨禍となっており、現在も引き続き世界中の人々を震撼させております。

このような中、感染の防止や新しい生活様式が提唱され、私たちはコロナ後やコロナとの共存、いわゆるアフターコロナ、ウィズコロナという今まで経験したことのない新しい局面に立たされております。

また、一方で遠隔教育や遠隔医療、テレワークに代表される高速通信網や5G、AI、ICTを活用した、これまで数年先と言われてきました技術革新の劇的な変化による近未来社会の実現があらゆる分野で前倒しとなり、時代の急激な変化に即した新たなステージの村づくりや行政としての早急で的確な政策立案に基づく課題解決が求められています。

スーパーシティ法案も今国会で成立をし、これまで我が村を含む全国54自治体の提案も踏まえ、エリア採択に向けて取組を一層強化したいと考えているところであります。

さて、国の新型コロナウイルス感染症の緊急支援策である10万円の定額給付金支給につきましては、対象世帯1,340世帯に対しまして、本日時点で申請受理が1,259世帯、そのうち1,225世帯への支給を終了し、91.4%の支給率となりました。併せて子育て世代への子ども1人1万円の臨時特別給付金につきましては、先月25日に支給を完了したところであります。膨大な、そして機敏な配達業務、事務作業に総力を挙げていただいております更別郵便局様、JAさらべつ様をはじめ、関係機関の皆様にご心より厚く感謝とお礼を申し上げます次第であります。引き続き対象世帯への速やかな支給に努めてまいります所存であります。

また、4月臨時会で可決いただきました中小企業者への事業継続給付金は、現在まで、6月8日時点で28件の申請を受け付け、総額約1,058万9,000円の支給となりました。経営危機からの脱出と今後安定した事業継続に向けた一助となっているものと考えております。

また、併せて先日報道もありましたけれども、5年連続固定資産税、軽自動車税の100%の収納、そして昨年度ですけれども、住民税の満額収納ということで住民の皆様の意識の高さと、本当にご理解、ご協力をいただいていることに対しまして心から感謝とお礼を申し上げます次第であります。

さらに、今後影響が心配される新型コロナウイルス感染症に関わる農業者の皆様の支援策としては、今週にも可決をされる予定であります新型コロナウイルス感染症対策の第二次補正予算に伴い、国、道の動きや農畜産物の市場価格の動向に注目しながら、村としても生産者の皆さんやJAさらべつさん、関係機関との支援ニーズの共有を図り、支援策をしっかりと検討していかなければならないと考えております。引き続き感染症対策には厳しい状況には変わりが無いことをしっかりと自覚をし、引き続き全ての分野において必要な時期に適切な支援が行えるよう第二次補正に基づく支援策を早急にまとめ、対応をしていきたいというふうに思っておるところであります。関係機関との連携を強化しながら、職員一丸となって邁進していく次第であります。

さて、春の農作業が順調に進んでいるところでありますけれども、5月に入り低温、少雨が続く、作物の生育が遅れぎみとなっております。今後安定した天候が続く、堅調な農作業が進む中、何よりも豊穰の出来秋を迎えられることを切に願うことであります。

また、依然として農業をめぐる国際情勢が予断を許さぬ状況には変わりはありません。本村の基幹産業である農業と地域経済を守るためには、より一層今後の展開を注目をして、対応策の確実な実施に努めるとともに、必要な施策を道や国、関係機関に働きかけを強めるなど、今後強固なものにしていく決意であります。改めて本村の農業を守り発展させるため、生産者、JAさらべつさん、商工会さんしっかりとタッグを組み全力を尽くす所存であります。

今大切なことは、依然として猛威を振るう新型コロナウイルス感染症による住民生活や産業、経済の打撃を最小限に食い止め、本年度執行方針に掲げた各分野領域での施策を着実に実行し、持続可能な村づくりに向けた取組の推進に努めなければならないと考えております。重ねて議員各位の皆様方のご理解とご協力、ご鞭撻を切にお願いするところであります。

本定例会におきましては、所要の報告案件2件、人事案件選任同意の件、条例等の制定及び一部改正案件の6件、動産買入の件、工事請負契約締結の件、一般会計補正予算案、ほか特別会計補正予算案3件の計27件についてご審議をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

#### ◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、遠藤さん、7番、

織田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第2回議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ6月1日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から6月12日までの5日間と認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 委員長報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より12日までの5日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は5日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

太田産業文教常任委員長。

○太田産業文教常任委員長 産業文教常任委員会から所管事務調査を報告いたします。

本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

記、1、調査日時、令和2年5月11日月曜日午前9時。

2、調査場所、更別村議会議員控室、更別村学童保育所（こどもの森）。

3、調査事項、更別村の生涯学習における子どもと地域の関わりについて。

4、経過、委員5名により、調査事項について教育委員会事務局教育次長、主幹並びに子育て応援課長の出席を求め調査を行った。

5、調査の結果、調査をするに当たり、教育次長並びに子育て応援課長から「生涯学習における子どもと地域の関わりについて」それぞれ担当する分野における取組について説明を受けた。

生涯学習は学校教育、社会教育、家庭教育、その他の文化活動やスポーツ活動、ボランティアなどを行う学習の機会を教育委員会が管轄し事業を推進しています。その中で子どもと地域の関わりについてはスッチョイサ踊り体験指導、茶道体験などの郷土や文化に触れ合う事業、農園活動指導、道德教育、職業体験、見守りや、みんなの学校応援団を通じたコミュニティ・スクールに関連した活動、各種少年団活動、東松島との子ども交流事業など幅広く地域の方々のご協力の下、子ども達と地域は関わっています。しかし少年団活動人数の減少、指導者、協力者などの育成に対する課題や、スクールガードに対する地域との関わりについての課題、教育委員会が管轄する様々な施設がある中で保護者の安心、子どもの安全を考えた子どもの居場所づくりに対する課題など様々な課題が挙がりました。

また子育て応援課は、社会教育中期計画第2節、成人教育に含まれる家庭教育支援に関係する「更別村子ども・子育て支援事業計画」から、子どもの居場所づくりにおける学童保育所と地域の関わりについて説明があった。現地調査した地域交流スペースが併設された「こどもの森」も運用の幅は広く、子どもの居場所、子どもと地域の関係などより豊かな仕組みづくりを構築していく必要性が感じられた。

この度の所管事務調査は「更別村の生涯学習における子どもと地域の関わりについて」生涯学習を中心とした調査となっているが、教育委員会における地域と子どもの関わり、子育て応援課における子どもと地域の関わりには、共通した目標、目的、課題があり、深く関連している事から、お互いの課が縦割りの垣根を越え、より一層の連携を図る事が不可欠である。子どもや地域の声をしっかり聞き取り、報告、連絡、相談を密にしながら地域に根差し、協力者の方々がやりがいを実感し、子ども達が健やかに育つ環境整備が求められる。

以上、報告といたします。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

#### ◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配付されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 一般行政報告の口頭報告等をさせていただきたいと思います。

1 番目の農作物の生育状況についてでありますけれども、別紙のとおり 6 月 1 日現在の調査をお示しをしております。ご挨拶でも申し上げましたけれども、5 月の低温、少雨による影響が若干心配されるところでありますけれども、今後の回復と順調な生育に期待するところでもあります。

2 番目の村営牧場の入牧状況につきましては、別紙 2 を参照いただきたいと思います。今年度は、乳牛、和牛合わせて 210 頭となっております。昨年より 26 頭の増となりました。今後も生産者、JA さらべつさん、畜産クラスター協議会をはじめとする関係機関の皆様との連携を図りながら円滑な村営牧場の運営はもとより、より一層の酪農畜産の振興、充実発展に努めてまいり所存であります。

3 番目にあります更別村情報公開条例の運用状況ですけれども、そこに記載のとおりゼロ件ということでありました。お目通しをお願い申し上げる次第であります。

4 番目の国民健康保険調整交付金「国民健康保険へき地直診診療所運営費」につきましてですけれども、これについて口頭で報告させていただきます。

この件につきましてですけれども、前回の議会でのご報告については、以降道と関係市町村が一体となって国に対して差額に対する補填について要望、協議を行うこととしたものであります。その後、新型コロナウイルス感染症による具体の要望、協議、状況等、要請等ができていない状況が続いておりました。そうした中で、道が厚生労働省に対して文書で交付金の差額を求めましたところ、追加交付はなしという旨の回答があったとの報告がありました。道としては、これ以上の要請は困難であると考えております。村としても、ここに至り同様の考えとせざるを得ないと判断いたしました。今後は、道に対して制度改正時の丁寧な説明を求めていくとともに、同様の誤りが生じないように再発防止に努めてまいり所存であります。

以上、口頭での補足説明とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

#### ◎日程第 6 報告第 1 号

○議 長 日程第 6、報告第 1 号 令和元年度一般会計繰越明許費の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第 1 号 令和元年度一般会計繰越明許費の件であります。

地方自治法第 213 条の規定により、令和元年度歳出予算の経費を翌年度に繰り越した件に

つきまして、地方自治法施行令第146条第2項に基づき別紙のとおり繰越計算書を調製しましたので、報告をするものであります。

令和元年度一般会計繰越明許費につきましては、年度内にその支出が終わらない見込みである歳出予算の経費に関しまして、既に翌年度に繰り越して使用することをご決定いただいております4月1日、歳出予算の経費を令和2年度に繰り越しております。

1 ページ、次のページをおめくりください。令和元年度更別村一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。令和2年度に繰り越した歳出予算は、款3 民生費、項2 児童福祉費、事業名は児童福祉事業経費、金額1億2,623万円のうち50万9,000円であり、内容は新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業の消耗品費であります。また、既収入特定財源はありません。未収入特定財源の内訳は、国庫支出金50万円でありまして、一般財源は9,000円であります。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

#### ◎日程第7 報告第2号

○議 長 日程第7、報告第2号 令和元年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第2号 令和元年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件であります。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和元年度株式会社さらべつ産業振興公社事業について報告をするものであります。

なお、本内産業課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 それでは、補足説明をさせていただきます。

事業報告書の9ページをお開きください。まず、カントリーパークの利用状況でございますが、コテージの利用件数は444件で前年より67件の増、利用人数は2,591名で445名の増。トレーラーハウスにつきましては、317件で66件の増、利用人数は1,177名で256名の増。ミニコテージは、421件で40件の増、利用人数は1,469名で139名の増。テントサイトは、キャンピングカーサイト、個別テントサイト、フリーテントサイトを合わせまして1,587件で443件の増、利用人数は5,020名で1,424名の増でございます。全体の利用件数は2,769件で616

件の増、利用人数は1万257名で2,264名の増となりました。キャンプブームや溪流施設の改修効果によりまして、平成11年度以来となる1万人を超える利用者となったところでございます。続きまして、道の駅の状況でございます。レジカウント数につきましては6万1,199名で、前年より1,656名の減、レジを通過しないトイレや自動販売機のみ利用者などを推計しました入り込み数につきましては9万1,800名で2,485名の減となっております。どんぐり公園のパークゴルフ場の利用状況につきましては9,291名で、1,466名の減となったところでございます。

続きまして、損益計算についてでございます。4ページをお開きください。まず、売上高でございますけれども、右側の決算額の欄でございますが、道の駅売上高は6,612万2,596円で、前年度より146万1,787円の増でございます。キャンプ場収入は、2,530万2,869円で482万7,294円の増。どんぐり公園収入は、487万7,872円で60万6,914円の減でございます。施設管理収入は、2,628万3,307円で87万8,728円の減。売上高の総額は、1億2,258万6,644円で480万3,439円の増となっております。

次に、販売費及び一般管理費でございますが、7,208万8,619円で400万8,970円の増となっております。5ページをお開きください。販売費及び一般管理費の内訳でございます。特に増減の大きかったものにつきましてご説明をいたします。まず、広告宣伝費ですが、94万7,396円で66万7,441円の増でございます。道の駅20周年記念イベント及びパークゴルフ大会等の開催が主な要因でございます。役員報酬につきましては、528万円で161万円の増でございます。常勤役員2名の報酬増額によるものでございます。法定福利費でございます。399万8,987円で49万5,330円の増、従業員給与、役員報酬の増加に伴う増加でございます。退職金につきましては、62万3,800円で58万2,463円の増、道の駅の嘱託職員1名が定年退職したことによるものでございます。修繕費でございます。191万4,800円で39万3,988円の増、主なものとしましてはカントリーパークの芝刈り用トラクターの修繕等によるものでございます。備品消耗品費につきましては、272万2,830円で51万1,641円の増でございます。アイス用の冷凍ショーケース及び道の駅レストランの客席用椅子の更新によるものでございます。環境衛生費は、270万632円で75万8,508円の減。管理委託料は、359万7,218円で82万106円の増でございます。これらの科目につきましては、どんぐり公園の浄化槽管理委託料を環境衛生費から管理委託料に仕分けを変更したことによる増減でございます。部門別につきましては、道の駅で240万7,391円の増、カントリーパークで269万6,225円の増、どんぐり公園で109万4,646円の増となっているところでございます。

4ページにお戻りください。売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を差し引きました営業利益につきましては、640万4,381円となりまして、前年より113万6,084円の増となりました。営業外収益、営業外費用を合わせました経常利益は707万8,866円で、税引き後の当期純利益は前年より85万9,834円増の531万6,665円のプラスとなったところでございます。部門別では、道の駅部門が前年より130万2,629円減の13万1,760円のプラス、カントリーパーク部門が147万2,955円増の400万5,976円のプラス、どんぐり公園部門は68万

9,508円増の117万8,929円のプラスとなったところでございます。

2ページをお開きください。貸借対照表についてご説明いたします。資産の部でございますが、流動資産につきましては5,592万638円で499万6,857円の増となっております。固定資産は、166万4,736円で57万4,810円の増でございます。繰延資産はありませんので、資産の部合計は5,758万5,374円で557万1,671円の増でございます。

3ページをお開きください。負債の部でございます。流動負債が868万909円で、25万5,006円の増となったところでございます。

純資産の部でございますが、初めに6ページの株主資本等変動計算書を御覧いただきたいと思っております。株主資本の前期末残高につきましては、資本金が3,260万円、利益準備金が9万7,800円、その他利益剰余金が1,089万円で、合計4,358万7,800円でしたが、当期の純利益が531万6,665円のプラスとなりましたので、その他利益剰余金の当期末残高が1,620万6,665円となりまして、株主資本の当期末残高につきましては4,890万4,465円となったところでございます。

3ページにお戻りください。負債・純資産の部合計につきましては、5,758万5,374円で557万1,671円の増となっております。自己資本比率につきましては、84.9%となりました。

今期につきましては、昨年10月の消費増税、また今年、前期末の新型コロナウイルス感染症の影響を受けたところでございますけれども、カントリーパークの利用者拡大が図られたことによりまして、昨年を上回る黒字決算となったところでございます。本年につきましては、前期から続いております新型コロナウイルス感染症の影響により4月22日から5月25日まで休業を余儀なくされる厳しいスタートとなっているところでございますけれども、感染症予防対策を講じつつ健全な事業運営となるよう本村の観光振興につきまして指導してまいりたいと考えているところでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

この際、午前10時45分まで休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時45分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第28号ないし日程第19 議案第39号

○議長 この際、関連がありますので、日程第8、議案第28号から日程第19、議案第39号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件までの12件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第28号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件であります。更別村農業委員会委員に次の方を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

初めに、経過でありますけれども、更別村農業委員会委員の選任に関する規定、更別村農業委員会委員候補者評価委員会設置要綱によりまして、令和2年2月20日から3月18日までの28日間、推薦並びに一般応募による候補者の受け付けを行いました。この結果、12名の方の推薦の届出があり、4月21日に委員候補者評価委員会が開催をされ、候補者の評価が行われております。この委員候補者評価委員会の報告を受けまして、12名の方を委員候補者として決定したところであります。

今議長からお話がありましたように、28号から39号まで一括してご提案をさせていただきたいというふうに思います。

では、議案第28号にまいります。初めに、議案第28号で同意を得ようとする方は、更別村字更別南2線107番地3にお住まいの九々昌弘さん、昭和31年10月23日生まれ、63歳であります。

続きまして、議案第29号で同意を得ようとする方は、更別村字更別南1線99番地17にお住まいの大地恵子さんであります。昭和29年8月26日生まれ、65歳であります。

続きまして、議案第30号で同意を得ようとする方は、更別村字更別南8線79番地3にお住まいの河瀬達也さんで、昭和33年2月14日生まれ、62歳であります。

続きまして、議案第31号で同意を得ようとする方は、更別村字更別南7線134番地1にお住まいの塩田孝弘さんであります。昭和35年11月15日生まれ、59歳であります。

続きまして、議案第32号で同意を得ようとする方は、更別村字更別288番地2にお住まいの川上英幸さんであります。昭和42年7月3日生まれ、52歳であります。

続きまして、議案第33号で同意を得ようとする方は、更別村字更南南9線24番地2にお住まいの道見克浩さんであります。昭和35年11月14日生まれ、59歳であります。

続きまして、議案第34号で同意を得ようとする方は、更別村字更別南1線76番地2にお住まいの日崎克彦さん、昭和46年5月19日生まれ、49歳であります。

続きまして、議案第35号で同意を得ようとする方は、更別村字勢雄319番地3にお住まいの穴戸功さんであります。昭和33年6月27日生まれ、61歳であります。

続きまして、議案第36号で同意を得ようとする方は、更別村字更別東10線223番地3にお住まいの岡寛さんであります。昭和39年3月21日生まれ、56歳であります。

続きまして、議案第37号で同意を得ようとする方は、更別村字上更別南12線112番地2に

お住まいの及川政人さんであります。昭和45年7月24日生まれ、49歳であります。

続きまして、議案第38号で同意を得ようとする方は、更別村字上更別125番地247にお住まいの福田隆幸さん、昭和41年3月8日生まれ、54歳であります。

続きまして、議案第39号で同意を得ようとする方は、更別村字上更別南14線68番地6にお住まいの小野孝博さん、昭和46年9月1日生まれ、48歳であります。

以上12名の皆様は、委員候補者評価委員会の評価におきましていずれの方も農業委員会委員として適任であるとの報告を受けております。ぜひともご同意をお願いしたいと思います。

なお、任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間となっております。

ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長 説明が終わりましたので、これから議案第28号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第28号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

これから議案第29号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

これから議案第29号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議案第30号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

議案第30号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議案第31号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

議案第31号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議案第32号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

議案第32号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議案第33号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

議案第33号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議案第34号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

議案第34号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議案第35号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

議案第35号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議案第36号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

議案第36号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議案第37号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

議案第37号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議案第38号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

議案第38号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

議案第39号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

議案第39号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時04分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第20 議案第40号

○議 長 日程第20、議案第40号 更別村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第40号 更別村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村固定資産評価審査委員会条例（昭和26年更別村条例第22号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を改正する法律により、関係条文につきまして整備をするものであります。

2の要旨といたしまして、引用する法律の名称が変更されたこと及び引用する条の繰下げが行われたことにより、関係する条文の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。次のページは、更別村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。

更別村固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第22号）の一部を次のように改正す

るものであります。

新旧対照表においてご説明を申し上げます。見出しの書面審理の規定の部分、第6条第2項の下線部、「行政手続等」から「第3条第1項」の下線部分につきまして、改正後は第6条の第2項、「前項の規定にかかわらず」、次の下線部です。「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」というふうに文言を改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第40号 更別村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第41号

○議 長 日程第21、議案第41号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第41号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村税条例（昭和50年更別村条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第49号）の施行に伴う関連条文の改正を行なうため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置に係る

納税者等の影響の緩和を図るため、次の特例措置を講ずるものであります。

(1)、中小企業者を支援するため、生産性向上を目的とした設備投資の家屋及び構造物に係る固定資産税の特例措置を新たに規定するものであります。(2)、軽自動車取得に係る環境性能割の非課税措置につきまして、適用期限を令和3年3月31日まで延長するものであります。(3)、徴収猶予に係る手続きを新たに規定し、申請書に訂正等があった場合の提出期間は、条例で定める期間を準用するものであります。(4)、イベント等を中止した事業者に対する払戻請求権の破棄につきまして、寄附金を支出したものとみなす寄附金税額控除の特例措置を新たに規定するものであります。(5)、住宅購入金等の特別税額控除につきまして、適用期限を令和16年度まで延長するものであります。

なお、小野寺住民生活課長に補足説明をいたさせます。

また、資料も添付しております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村税条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次のページの新旧対照表をお開きください。第1条改正についてであります。附則第10条につきましては、現行の下線部に第61条又は第62条、同じく現行の下線部に第61条若しくは第62条を加えるものであります。

なお、法附則第61条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の標準課税の特例として新型コロナウイルス感染症対策の影響により収入が著しく減少している場合に固定資産税を減免する規定になってございます。

また、附則第62条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構造物に対する固定資産税の課税標準の特例として、生産性向上特別措置法に規定される設備導入計画に基づき、先端設備を導入した中小事業者に対して固定資産税を減免する規定になってございます。

次に、第10条の2につきましては、第16項を新たに加えるものですが、生産性向上特別措置法に規定される固定資産税の特例措置として法附則第62条に規定する条例で定める割合を規定するものでございます。

次に、第15条の2につきましては、軽自動車取得における環境性能割の非課税期間を令和2年9月30日から令和3年3月31日まで延長するものでございます。

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等につきましては、次のページをお開きください。第23条を新たに加えるものですが、徴収猶予の手続について申請書に訂正等があった場合の提出期間を条例で定める期間として準用するものでございます。

次のページをお開きください。第2条改正についてでございます。附則第10条につま

しては、現行の下線部、第61条又は第62条を第63条又は第64条に改め、同じく下線部、第61条若しくは第62条を第63条若しくは第64条に改めるものでございます。

続きまして、第10条の2第16項につきましては、現行の下線部、附則第62条を法律改正の条ずれにより附則第64条に改めるものでございます。

第24条につきましては、新たに加えるものでありますが、イベント等を中止した事業者に対する払戻請求権の破棄について寄附金を支出したものとみなし、その相当額を税額控除するものとして条例第34条の7の規定を準用するものでございます。

次のページをお開きください。新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例、第25条につきましては新たに加えるものでございますが、住宅借入金等特別税額控除について、その適用期限を令和15年から令和16年度に延長するものでございます。

次に、附則ですが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行するものであります。

また、資料としまして更別村税条例の一部を改正する条例の改正概要を添付してございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第41号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、午前11時25分まで休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第22 議案第42号

○議長 日程第22、議案第42号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第42号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険税条例（昭和52年更別村条例第10号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）の施行及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に対する事務手続きの整合を図ることに伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を2万円引き上げるものであります。（2）、国民健康保険税の介護納付金課税額に係る課税限度額を1万円引き上げるものであります。（3）、国民健康保険税の軽減措置につきまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を5,000円引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして被保険者の数に乘すべき金額を1万円引き上げるものであります。（4）、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を新たに規定するものであります。（5）、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の特例を創設するものであります。

なお、小野寺住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

次のページの新旧対照表をお開きください。法律改正に合わせ、課税限度額の引上げを行っておりますが、第2条第2項の基礎課税額につきましては、当該合算額を現行の下線部、61万円から2万円を引き上げ、63万円に改めるものでございます。

第4項の介護給付金課税額につきましては、当該合算額を現行の下線部、16万円から1万円を引き上げ、17万円に改めるものでございます。

第15条につきましては、法律改正に合わせ減額判定所得の基準額の見直しを行っておりますが、基礎課税額から減額して得た額を現行の下線部、61万円から2万円を引き上げ、63万円に改めるものでございます。また、介護納付金課税額から減額して得た額を現行の下線部、16万円から1万円を引き上げ、17万円に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第15条第2号の5割軽減の対象となる世帯では、現行の下線部、28万円から5,000円を引き上げ、28万5,000円に改めるものでございます。

第3号の2割軽減の対象となる世帯では、現行の下線部、51万円から1万円を引き上げ、52万円に改めるものでございます。

次に、附則第4項につきましては、現行の下線部に35条の3第1項を加えるものでございます。なお、第35条の3第1項につきましては、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除として個人が低未利用土地等の一定の譲渡を行った場合に、その年中の譲渡に係る所得の金額から100万円を控除する規定になってございます。

次のページをお開きください。第5項につきましては、現行の下線部に第35条の3第1項を加えるものでございます。

次に、第14項は新たに加えるものですが、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が著しく困難になった者について、令和元年度及び令和2年度の保険税で令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限が設定されている保険税を減免する特例を規定するものでございます。

次に、附則第1項ですが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、附則第4項及び第5項につきましては、土地基本法等の一部を改正する法律、次のページをお開きください。附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものでございます。

第2項ですが、条例改正後の更別村国民健康保険税条例第2条及び第15条並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。ただし、附則第14項の規定は、令和2年2月1日以後に納期限が設定されている保険税について適用するものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第42号 更別村国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第43号

○議 長 日程第23、議案第43号 更別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第43号 更別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村後期高齢者医療に関する条例（平成20年更別村条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、国の新型コロナウイルス感染症対策本部により、令和2年3月10日に決定をされました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策におきまして、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことから、北海道後期高齢者医療広域連合の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正をされたことに伴い、市町村におきまして申請者からの受けができるよう関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、後期高齢者医療被保険者である被用者（給与の支払いを受けている者に限る。）で、療養のため労務に服することができない者（新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限る。）に、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給するため、北海道後期高齢者医療広域連合へ提出する申請書の受付を行うため改正するものであります。

次のページをお開きください。次のページは、更別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でありまして、更別村後期高齢者医療に関する条例（平成20年更別村条例第2号）の一部を次のように改正するものであります。

新旧対照表でご説明を申し上げます。現行、見出し、本村において行う事務の規定のうち、第2条の（8）の部分ですけれども、改正後は下線部、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付、の条文を新たに追加、加筆するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第43号 更別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第44号

- 議 長 日程第24、議案第44号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- 村 長 議案第44号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険条例（昭和34年更別村条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、国の新型コロナウイルス感染症対策本部により、令和2年3月10日に決定をされました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策におきまして、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれ、国・道から市町村等に向けて傷病手当金の支給に向けた条例整備について要請をされていることから、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、国民健康保険被保険者である被用者（給与の支払いを受けている者に限る。）で、療養のため労務に服することができない者（新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限る。）に、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日につきまして、傷病手当金を支給するために改正するものであります。

なお、新関保健福祉課長より補足説明をいたさせます。

また、資料を添付しております。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、議案第44号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明させていただきます。

今回改正の傷病手当金についてですが、国民健康保険制度につきましては様々な就業形態の被保険者が加入しているということを踏まえまして、各保険者が保険財政上余裕がある場合など自主的に条例を制定して行うことができることとされておりましたが、今回国内の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から国から緊急的、特例的な措置として傷病手当金の支給に要した費用について財政支援が行われることとなったことから、今回条例改正するものでありまして、傷病手当金の額などは他の被用者保険と同様となっております。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。附則の3になりますが、給与の支払いを受けている国民健康保険被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり、感染が疑われる方が療養のため働くことができなくなった日から起算して3日を経過した日から働くことができない期間のうち就労を予定していた日について傷病手当金を支給するものです。

附則の4は、傷病手当金の1日の支給額についての規定でありまして、1日当たりの支給額は直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で割り返した金額の3分の2に相当する金額ということになります。

次のページになりますが、附則の5になります。こちらは、支給期間を定めておりまして、最長1年6か月となります。

附則の6は、傷病手当金と給与との調整についてですが、新型コロナウイルス感染症による療養のため働くことができない期間に給与を受け取ることができる場合は支給されない。つまり傷病手当金は療養により給与を受け取ることができない場合に支給されるような仕組みとなります。

附則の7、本来受け取ることができるはずである給与を受け取れない場合、傷病手当金との差額を支給し、附則第8項でその差額支給した金額を事業者の事業主から徴収する、そのような規定となっております。

改正条例の附則ですが、この条例は、公布の日から施行し、傷病手当金の適用期間は令和2年1月1日から規則で定める日までとしております。

続きまして、議案資料を御覧いただきたいと思います。議案資料、更別村国民健康保険規則の一部を改正する規則、新旧対照表が記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

附則の2と3では、傷病手当金の申請書の様式等を定めております。

附則の4なのですが、改正国保条例の附則で規定しております規則で定める日、こちらは国の財政支援の期間であります令和2年9月30日ということで規定しておりますが、今

後の状況により適用期間の延長の可能性もあることから、その際速やかに対応ができるよう今回規則で定めているものであります。

以上ですので、よろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 申し訳ございません。ちょっと補足説明をお願いしたいと思います。

今般の特例措置ということで、要旨の中の下から4段目以降でございますけれども、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定した日について、傷病手当金を支給するという形なのでございますけれども、どうもこの要旨自体が読み切れない部分がございますので、基本的に休業した日から復職というか、その期間まで全額出るのか。この要旨だと3日経過したと、3日経過を見るのかという部分も含めて、今のこの文章だと見えない部分がございますので、その点もう少し詳細についての説明をいただければと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 ただいまの3日を経過した日からというようなことですが、今回この傷病手当金につきましては先ほどのご説明のとおり国民健康保険法の中では傷病手当金を支給することができるというようなことだったのですが、国の財政支援があるということで今回制度設計しております。その傷病手当金なのですが、こちらの健康保険法の中で定められておまして、他の被用者保険ですから、協会けんぽですとか、私であれば市町村職員共済組合だとか、そういう健康保険の中で定められている傷病手当金、この制度をそのままこちらで落とし込んでおりますので、まず制度としては国で一般的な健康保険が全て適用されている制度であるということです。この3日目ということなのですが、一般的に傷病手当ですから、病気だとかけがだとかということで、今回は新型コロナウイルスに特化しているのですが、4日目から支給されるというような仕組みになっておりますので、休んで最初の3日間分については傷病手当金の支給に該当していないということになります。ですので、休んでから4日目以降の分についての支給となります。ただし、こちらは給与ですとか、その事業所で何らかの形で給与関係支給されている場合には適用されませんので、給与等が支給されなかった場合について、その日数分こういう計算して3分の2になりますが、傷病手当金というものが支給されると。今回については、一般的には保険料だとかで賄うものなのですが、今回については全額国のほうから調整交付金という形で支給されるというようなことで、それで先ほどの後期高齢者も同じだったのですが、このような仕組みで今回改正したいということになっております。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第44号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第25 議案第45号

○議 長 日程第25、議案第45号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第45号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村介護保険条例（平成12年更別村条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号、以下「令」という。）及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成10年政令第413号）並びに「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づき、介護保険料の減免を行うにあたり、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、（1）、第1号被保険者のうち令第38条第1項第1号に該当する者（介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者）にかかる令和2年度の介護保険料率の月額基準額に乗ずる割合につきまして、0.5から0.2を減じた0.3となるように改正し、同項第2号に該当する者（介護保険料の所得段階が第2段階に該当する者）にかかる令和2年度の介護保険料率の月額基準額に乗ずる割合につきまして、0.75から0.25を減じた0.5となるように改正し、同項第3号に該当する者（介護保険料の所得段階が第3段階に該当する者）にかかる令和2年度介護保険料率の月額基準額に乗じる割合につきまして、0.75から0.05を減じた0.7となるように改正するものであります。次のページにまいりまして、

（2）、新型コロナウイルス感染症により生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯に属する第1号被保険者、若しくは当該感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯に属する第1号被保険者に対し、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が定

められた保険料について減免できるように改正するものであります。

なお、新関保健福祉課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、議案第45号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件につきまして補足説明させていただきます。

新旧対照表御覧ください。第2条の保険料率、こちらは低所得者の保険料軽減強化に伴いまして、同条第5項中、令和元年度から令和2年度までの保険料率2万4,800円を令和2年度は1万9,800円に、同条第6項中4万1,300円、こちらを3万3,000円に、同条第7項中4万7,900円を4万6,200円に改正するものであります。

次に、附則第8条、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合などにおける保険料の減免について今回新たに規定するものでありまして、附則第8条第1項では令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料は、次のページになりますが、保険料の減免について次の各号のいずれかに該当する場合は第10条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして保険料の減免を適用するものです。保険料の減免に該当する場合としましては、第1号、新型コロナウイルス感染症により、世帯の生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合。また、第2号、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、アとしましてその減少額が前年の額の10分の3以上であること、イとしまして減少が見込まれる所得以外の前年所得の合計が400万以下である場合など保険料の減免に該当することとなります。

第2項では、第10条第2項で規定する保険料の減免を受ける際の申請期限につきまして、その申請により難しい事情があると認められたときは、別に申請期限を設けることができることとされています。

最後に、次のページになりますが、附則、1、この条例の施行期日は、令和2年4月1日から適用としまして、改正後の附則第8条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

附則の2としまして、経過措置として、改正後の第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるというようなことになっております。

以上です。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これでは討論を終わります。

これから議案第45号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第26 議案第46号

○議 長 日程第26、議案第46号 動産の買入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第46号 動産の買入の件であります。

次のとおり動産を買い入れしようとするものであります。

1、買入の目的、更別村歯科診療所におけるデジタル式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置による診察のため。

2、動産の品名、(1)、デジタル式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置。(2)、内視鏡用ビデオカメラ。

3、動産の数量、一式。

4、契約金額、金1,656万6,000円であります。

5、買入の方法及び時期、指名競争入札による落札。令和2年6月30日までに取得。

6、契約の相手方、帯広市西19条南3丁目4番12号レインボーヴィレッジ2F、北海道歯科産業株式会社帯広営業所所長、新田耕氏によるものであります。

理由といたしまして、財産の取得につきましては、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、資料を添付してありますので、議案第46号の資料を御覧ください。1、入札日時であります。令和2年5月26日午前10時であります。2、指名業者でありますけれども、そこに記載してあるとおりでありますので、お目通しください。3、仕様内容につきまして

ても、(1)、(2)、記載のとおりであります。お目通しをお願いするものであります。4、納入期限は契約締結の日から令和2年6月30日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 本入札につきましては、大変ご苦勞されたのではないかなというふうに推察しているところがございますけれども、今のご説明いただきました指名業者の関係につきまして、別紙に一覧表で載っておりますけれども、実質的には参加といいますか、入札の実質参加業者は2社ですね。ほかにつきましては、辞退しているわけです。私は、常日頃から懸念しているのですけれども、指名業者による入札というのも理解できないわけではないのですけれども、余りにも辞退が、実質的には5社辞退して2社の入札ですが、99.74%程度ということでございますので、これ本当にこれから考えていかなければ、確かに村の方針として指名入札制度をやるよという制度は理解するのですけれども、あくまでもこういう特殊機器といいますか、そういうものを含めると、せっかく指名させていただいているにもかかわらず、やっぱりほとんどの業者が入札を辞退するというような現状を見ると、これはどうも再考察しなければならないのではないかなというふうに思っているのですけれども、その点の考え方について少し説明を求めたいというふうに思っております。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 このたびの指名競争入札でございますが、ご質問の中にもありましたとおり、5社が辞退をされているということで、実質は2社による指名競争入札ということになりましたけれども、現在村では入札の方式としては指名競争入札で行うということで、それぞれの業者の方々は入札の参加登録ということで自ら登録を申請された業者の皆さん方でございます。当然その中から業者を指名して入札を行うということで村としては考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 確かにそれは行政サイドの説明としてはそういう説明しかできないと、今の現状でのやり方といいますか、取扱い方針についてはそうだと思うのですけれども、これは以前に私も多少指摘をさせていただいている事項であります。基本的にやはり指名入札制度、指名業者を持ってというのは、確かに今のやり方論ですので、理解しないわけではないのですけれども、余りにも形式的な部分であるのであれば、もう少しそこはもう一段踏み込んだ形の対応策をしていかないと、ただ指名業者を指名した、来てもらう。だけれども、辞退しますという形であれば、これは正規の指名競争入札になるかという形の疑問も分からないわけではない。その点の取扱いについての方策をきちっとこれからどの

方式が正しいのかという部分も含めて実施していただきたいというふうに、要望も含めてですけれども、そういうお願いもしたいというふうに思っています。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 入札の方式に関しましては、法で定められた入札の方式でやらなければならないというふうになっておりますけれども、独自の業者の決定の方式というのはなかなか難しいところがありますので、今回このように辞退が5社になったという、そういう事情もありますけれども、適正な形で業者の決定をしていくということで、入札の在り方についてもこれは独自の方法ということにはなりませんけれども、適正な業者の決定をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今ご説明いただいた趣旨というのは十分理解できないわけではないのですが、やはりこれは人がつくる制度ですので、やり方ですので、やはり更別は更別方式の中で、法がどうのこうのという部分も絶対的法はありませんので、それにふさわしいような形でいかないと、その他の事業も含めて、これはたまたま動産の取得という形の中の一つの課題提起でございますけれども、やはり一般の村民も今更別村の入札状況、種々インターネット等で見ている方も多くいらっしゃいます。その中で、やっぱり辞退する業者も数件見られる現状にもありますので、それは更別は更別としての対策の中できちっと、よりやはり明確で明瞭で、かつ円滑にいけるような形。形式的なものでなくて、実質的なものをきちっとどう進めるかという部分も含めて十分検討し、改善していただきたいというふうに思っております。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 今回入札を辞退された業者の皆さん、どういった理由で辞退されているのかというところまでは確認はしておりませんが、この状況、辞退されたというこの事実をもってその入札の在り方が問われているという直接的なそういうふうな事情にあるとは考えてはおりませんが、入札の在り方については常に適正に行わなければならないということで認識しておりますので、その点については今後も研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 保健福祉課長、その辺の状況は把握しているの。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回入札に当たって指名というようなことですが、先ほど総務課長も答弁したとおり、指名願に出ている業者の中から選ばれるということなのですが、当然扱うものが今回のこの機器に関していけばかなり専門性の高いものになってくるものですから、想像するに取扱いする業者がある程度限られてきたという事情があったのかなという気はしております。今回選考に当たっては、十勝管内の取り扱えるであろう業

者さんの中から選考しているということですので、なかなか専門性の高い機器に関して事前にどこまで業者さんと調整してとなると、またそこは別な問題が起きてしまいますので、今後もそこら辺は十分余裕を持ちながら選考していきたいなというようなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 そのほか質疑はありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第46号 動産の買入の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第27 議案第47号

○議 長 日程第27、議案第47号 南6線乙局部改良工事工事請負契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第47号 南6線乙局部改良工事工事請負契約締結の件であります。

南6線乙局部改良工事の請負契約を次のとおり締結しようとするものであります。

- 1、工事名、南6線乙局部改良工事。
- 2、工事場所、更別村字更南。
- 3、契約の方法、指名競争入札による落札。
- 4、契約金額、5,753万円。
- 5、契約の相手方、株式会社山内組代表取締役、山内信男氏であります。

理由といたしまして、工事請負契約の締結につきまして、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、資料を添付してありますので、資料のほうをお開きいただきたいというふうに思ひます。資料、議案第47号であります。1、入札日時は、令和2年5月26日午前10時であります。指名業者については、記載のとおりでありますので、お目通しをお願ひするものであります。3の工事内容についても、記載のとおりであります。お目通しをお願ひした

いというふうに思います。4、工期であります、契約締結の日から令和2年10月26日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第47号 南6線乙局部改良工事工事請負契約締結の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第28 議案第48号

○議 長 日程第28、議案第48号 曙団地公営住宅建替事業(29号棟)建築主体工事工事請負契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第48号 曙団地公営住宅建替事業(29号棟)建築主体工事工事請負契約締結の件であります。

曙団地公営住宅建替事業(29号棟)建築主体工事の請負契約を次のとおり締結しようとするものであります。

1、工事名、曙団地公営住宅建替事業(29号棟)建築主体工事。

2、工事場所、更別村字更別南3線92番地31。

3、契約の方法、指名競争入札による落札。

4、契約金額、1億670万円。

5、契約の相手方、萩原・山内経常建設共同企業体。代表者、萩原建設工業株式会社代表取締役社長、萩原一利様です。

理由といたしまして、工事請負契約の締結につきまして、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年更別村条例第7号)第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

資料を添付しておりますので、そちらのほうをお開きいただきたいというふうに思いま

す。議案第48号資料であります。1の入札日時は、令和2年5月26日午前10時であります。指名業者は、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いするものであります。3、工事内容は、記載のとおりであります。お目通しをお願いするものであります。4、工期は、契約締結の日から令和3年2月10日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。  
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。  
これから本案に対する討論を行います。  
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。  
これから議案第48号 曙団地公営住宅建替事業(29号棟)建築主体工事工事請負契約締結の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第29 議案第49号

○議 長 日程第29、議案第49号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第49号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第3号)の件であります。  
第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,135万5,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億290万1,000円とするものであります。

なお、西海副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 西海副村長。

○副 村 長 それでは、補足説明を申し上げます。

初めに、人件費についてご説明いたします。議会費、総務費、農林水産業費、教育費における給料と職員の人件費につきましては、人事異動等に伴い各科目において補正がございますが、これについては給与費明細書によりご説明いたします。

20ページをお開きください。1、特別職、長等の共済費1万3,000円の増額は、負担率の

変更によるものでございます。

21ページをお開きください。2、一般職、(1)、総括でございませう。給料で50万5,000円の増額、職員手当等で76万5,000円の増額となり、いずれも昇格等によるものでございませう。共済費は、負担率の変更等により46万3,000円の増額となっております。手当ごとの補正後、補正前、比較の金額は職員手当等の内訳をご参照願ひませう。

続きまして、22ページ、こちらは給与及び職員手当等の増減額の明細、続きまして23ページ、こちらは給料及び職員手当の状況ですので、ご参照願ひませう。

24ページから25ページまでは、給料及び職員手当等の科目別内訳です。人事異動に伴い、一般会計内において職員の科目間の異動が発生しており、補正後の給料及び職員手当等の科目ごとの内訳を記載しておりますので、ご参照願ひませう。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたしませう。9ページをお開きください。歳出のほうからご説明いたしませう。款1議会費、項1議会費、目1議会費は、職員等人件費を2,000円減額し、5,031万4,000円とするものでございませう。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は802万6,000円を減額し、9億7,229万7,000円とするものです。説明欄(1)、職員等人件費は844万3,000円を減額しております。10ページをお開きください。説明欄の(2)、情報処理管理事務経費OA機器管理は、国が構築する情報提供ネットワークシステムとの接続のための既存システムの改修経費として42万9,000円を追加しております。説明欄の(3)、フルタイム会計年度任用職員給与等は1万2,000円を減額しております。

目4地方振興費は790万1,000円を追加し、1億3,366万2,000円とするものでございませう。説明欄(1)、地域創造複合施設整備事業は、車庫の外壁のサイディングが落雪により破損をしたことから、張り替えを行うために11万円を追加しております。説明欄(2)、新型コロナウイルス感染症対策事業は779万1,000円を追加しております。対策時においては移動制限があり、自由な往来がしにくい状況が想定されることから、遠隔地とも接続可能なウェブ会議システム構築のためにUQモバイルのWiMAX回線を活用しようとルーター購入、こちらは消耗品費ですね、それと回線使用料、役務費、パソコン購入等に18万円、こちらは利用料と備品購入費に計上しております、を追加しております。また、地域創造複合施設の換気対策としてセンターのホール及び地域交流センターの食堂、宿泊施設に網戸を設置するために28万7,000円を追加しております。こちら修繕費で計上しております。さらに、高齢者世帯の不安解消に向けたICT技術を活用した取組として、ウェアブルウオッチによる健康管理見守りシステム導入に係る実証実験のために732万4,000円を追加しております。こちらは、委託料と使用料で計上してございませう。

続きまして、11ページを御覧ください。目9住民活動費は120万2,000円を追加し、1,500万5,000円とするものでございませう。説明欄(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業で換気対策として行政区会館に網戸を設置しようとするものでございませう。

項5統計調査費、目1各種統計調査費は3万7,000円を追加し、264万4,000円とするもの

でございます。説明欄（１）、各種統計調査経費として国からの通知に基づき、国勢調査指導員を増員し、報酬総額を増額するものでございます。これは、全額が道補助金で補填されることになっております。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費は40万1,000円を追加し、1億8,088万9,000円とするものでございます。説明欄（１）、新型コロナウイルス感染症対策事業で換気対策として社会福祉センターの２階大ホールや待合室に網戸を設置しようとするものでございます。

続きまして、12ページをお開きください。目２福祉の里総合センター費は355万3,000円を追加し、6,695万9,000円とするものでございます。説明欄（１）、新型コロナウイルス感染症対策事業で空調設備の整備として福祉の里総合センターの集会室に冷房設備を設置しようとするものでございます。

目３国民年金費は7万7,000円を追加し、11万8,000円とするものです。説明欄（１）、国民年金事務経費で国からの求めに応じ年金情報提供システムを改修しようとするものでございます。

項２児童福祉費、目１児童福祉総務費は583万5,000円を追加し、1億9,171万3,000円とするものでございます。説明欄（１）、新型コロナウイルス感染症対策事業で学校が臨時休業になった場合でも子どもの居場所である学童保育所で家庭学習が可能になるようタブレットを使った学習環境を整備するための消耗品や備品購入費として83万5,000円、そのほかに新型コロナウイルス対策の消耗品費として250万円、また民生関係助成金は国の子ども・子育て支援交付金等について更別どんぐり福祉会が実施する新型コロナ対策事業に対し、その財源として250万円を助成するものでございます。

項３老人福祉費、目２老人保健福祉センター費は1,523万5,000円を追加し、6,813万9,000円とするものです。説明欄（１）、新型コロナウイルス感染症対策事業で空調設備の整備として老人保健福祉センターの集会娛樂室に冷暖房設備を設置しようとするものでございます。

13ページ、御覧ください。目３老人福祉推進費は140万9,000円を追加し、7,193万2,000円とするものです。説明欄（１）、介護保険事業特別会計繰出金で介護保険事業特別会計の低所得者保険料軽減分として国、道、村の法定負担分を合わせて繰り出そうとするものでございます。

款４衛生費、項１保健衛生費、目４診療所費は827万4,000円を追加し、1億4,059万2,000円とするものでございます。説明欄（１）、特別会計（診療施設勘定）繰出金で診療施設勘定での人件費や修繕費増額分を95万7,000円繰出金として追加しております。説明欄（２）、新型コロナウイルス感染症対策事業で歯科診療所へ設置する除菌電解水給水器の購入のため消耗品と備品購入費合わせて40万9,000円を追加するものです。また、国保診療所の各病室及びリハビリ室へ冷房設備を設置するための経費として690万8,000円を繰出金として追加しております。

続きまして、14ページをお開きください。項4下水道費、目1下水道費は370万円を追加し、9,741万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、公共下水道事業特別会計繰出金は浄化センターに設置している、流れてきたごみを除去するための自動スクリーン装置、こちらの修繕費分を繰り出すものでございます。

款5労働費、項1労働費、目1労働諸費は72万6,000円を追加し、586万2,000円とするものです。説明欄1、雇用対策事業の外国人雇用対策事業助成金は、新規に1名分の申込みがあったため追加しております。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は20万7,000円を減額し、2,811万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費を減額しております。

15ページをお開きください。目2農業振興費は1億861万3,000円を追加し、2億7,087万7,000円とするものです。説明欄(1)、農業振興補助金等の畑作構造転換事業補助金は、更別農協が要望していた事業が採択されたことにより追加しております。なお、全額北海道を經由する補助金で賄われることとなります。

目3農地費は2万1,000円を追加し、1億3,253万8,000円とするものです。説明欄1、用水施設維持管理費は、3月に発生した畑地かんがい排水給水路の漏水の修繕工事に伴う補償をするものです。

項2林業費、目1林業振興費は2万2,000円を追加するものです。説明欄(1)、林業行政事務経費は、森林認証費用の増加に伴いとち森林認証協議会の負担金を追加しております。

16ページをお開きください。款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費は5月臨時会で議決いただきましたプレミアム商品券発行事業について、地方創生臨時交付金を財源充当しようとするものでございます。

款8土木費、項3住宅費、目2民間住宅整備費は150万円を追加し、2,560万円とするものです。説明欄(1)、住宅改修支援事業、こちらは今年度は申込みが多いことから改修の要望に応じて追加しております。

目4賃貸住宅建設促進費は960万円を新規計上しております。昨年度建設されたアパートは既に満室となっていることなどから需要が高いと判断し、さらに1棟分を募集しようとするものでございます。

款9消防費、項1消防費、目2災害対策費は251万5,000円を追加し、791万3,000円とするものです。説明欄(1)、防災・国民保護事業は、防災無線の消防署設置制御装置の修繕のために12万円を追加しております。17ページを御覧ください。説明欄(2)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、避難所開設を想定した場合に必要な段ボールベッドやパーティションなどを購入しようとするもので239万5,000円を追加しております。

目3非常備消防費は5万円を追加し、1,253万7,000円とするものです。説明欄(1)、更別消防団運営経費は、消防団の新規加入団員の防火衣上着を購入するものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費は947万9,000円を追加し、1億1,818万6,000

円を追加するものでございます。説明欄（１）では、職員等人件費を増額しております。

18ページをお開きください。項２小学校費、目１学校管理費は20万1,000円を追加し、1億918万8,000円とするものでございます。説明欄（１）、新型コロナウイルス感染症対策事業は、その対策のために小学校で非接触型体温計や消毒液等の消耗品を購入するものでございます。

項３中学校費、目１学校管理費は9万8,000円を追加し、5,722万円とするものでございます。説明欄（１）、新型コロナウイルス感染症対策事業も先ほどの小学校と同様にウイルス対策のために消耗品を購入しようとするものでございます。

項４幼稚園費、目１幼稚園管理費は96万5,000円を減額し、7,652万4,000円とするものでございます。説明欄（１）、フルタイム会計年度任用職員給与等は、人件費を減額するものでございます。19ページ、御覧ください。説明欄（２）、認定こども園運営経費は、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当を追加しております。説明欄（３）、新型コロナウイルス感染症対策事業は、上更別こどもセンターにおいてもタブレットを使った学習環境を整備するための消耗品や備品購入費として20万7,000円、またインターネットの光回線化の工事費70万円を追加しております。

項６保健体育費、目３学校給食費は10万6,000円を追加し、2,808万7,000円とするものでございます。説明欄（１）、新型コロナウイルス感染症対策事業は、給食センター運営委員会から事業者へ発注した給食食材のうちパン及び麺類について学校臨時休業に伴い購入をキャンセルしたことによる違約金を全国学校給食会連合会の通知に基づき村が補填しようとするものでございます。なお、北海道学校給食会から必要経費の4分の3について助成金が交付されることとなっております。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページを御覧ください。款11分担金及び負担金は27万9,000円を減額するものです。今回補正している子ども・子育て支援交付金の同額と振り替えを行います。

款13国庫支出金は4,976万3,000円を追加するものでございます。項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金は、介護保険会計への繰出金の国負担分として70万4,000円を追加しております。

項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として国から本村に枠配分された満額を、また目２民生費国庫補助金、目５教育費国庫補助金は補助基準に基づく金額を合計4,905万9,000円計上しております。なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,374万円につきましては、既に議決いただいた予算も含め5,656万円に対して充当しているものでございます。

7ページをお開きください。款14道支出金は1億901万1,000円を追加するものです。項１道負担金、目１民生費道負担金は、介護保険会計への繰出金の道負担分として36万1,000円を追加しております。

項2道補助金、目4農林水産業費道補助金の畑作構造転換事業補助金は、歳出と同額の1億861万3,000円を追加しております。

項3委託金、目1総務費委託金の国勢調査委託金も歳出同額の3万7,000円を追加しております。

款15財産収入は593万8,000円を追加するものでございます。項2財産売払収入、目1不動産売払収入は、昨年度社会福祉法人博愛会から購入した用地のうち既に区画割されている2区画について住宅用地として販売をしようとするものでございます。

款17繰入金は684万4,000円を追加するものです。項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、今回の予算計上の歳入歳出額調整のために追加をしております。

8ページを御覧ください。款19諸収入は7万8,000円を追加するものです。項5雑入、目5雑入で学校給食に係る違約金へ充当するために歳出の4分の3を追加しております。

補足説明は以上でございます。

○議 長 この際、午後2時25分まで休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

午後 2時25分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 12ページ、款3民生費、目1児童福祉総務費の説明欄(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業でこどもの森にタブレットを使ったということでタブレットを購入する予定なのですが、あとそれと関連して19ページの款10教育費、目4幼稚園費の説明欄(3)、新型コロナウイルス感染症対策事業の17備品購入費、教材用備品購入費で上更別こどもセンター、ここにもタブレット購入予定みたいなのですが、このタブレットの購入時期と、あと家庭学習用ということで子どもたちが授業ができないときに、授業ができないときというか、これからですよ、コロナウイルス対策に関連して非常事態、どのようなことが起きるか分からないということで、教育に関して学校へ行けないと、これから問題が起きてくる可能性が高いということで購入する予定なのですが、これの購入時期と、あとそのアプリ等も分かっているのであれば、ソフトですね、分かれば少し補足説明いただければと思います。

○議 長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 それでは、まず1点目のご質問に対してでございます。

タブレットの購入時期につきましては、学童保育所及びこどもの森と上更別こどもセンターの購入時期につきまして、若干ずれる可能性がございます。学童保育所につきまして

は、今後タブレット端末の選定に取りかかりまして、夏から秋頃の購入のほうを考えてございます。上更別子どもセンターにつきましては、同時に実施しますインターネット回線の設置工事のほうがでございます。そちらのほうは順調にいきまして、工事のほうは早く今年度の年末頃というふうになっておりますので、まだ急がずに最終的な利用開始につきましては年明けになるかと思っておりますので、更別地区の学童保育所よりは若干遅れるような予定となると思っております。

また、アプリケーションにつきましては、学習支援ソフトにつきましては、タブレット端末にインストールし、使用するものでございまして、児童が使用することによりまして学校の授業の予習及び復習が可能となるものでございます。なお、選定につきましては、まだ決まっていないのですけれども、今年度教育委員会が実施しますGIGAスクール構想に係る事業で整備する教育支援ソフトを参考に選定することとしております。

以上でございます。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ありがとうございます。

ソフトのことに、GIGAスクールということで教育委員会との兼ね合いでどういったソフトになるか、アプリケーションになるかということになっているみたいなのですが、事前に教育委員会でお話を伺わせていただいたところ、これからタブレットに関しては7月中の入札ということで、そのセキュリティーソフト、学習支援ソフトですね、に関して言えば、来年の1月までに校内で環境整備をしていきたいと。そういった理由には、なかなかそのセキュリティーの問題、ランニングコストとか授業に対する課題等挙げられているみたいなのですが、せっかくこういったコロナ事業対策ということで取り急いで進めていく事業ですから、やはりその辺入札に関してもセキュリティーに関してもなるべく早く選定して、子どもたちに害がないように、そして先生方もやっぱり学習して自分たちが教えるという立場になったときに身につけなければいけないこともありますし、やはりその辺は迅速に、これからまだ新型コロナウイルスの第2波、第3波ということが懸念されている中で、やはり喫緊の課題ではないかなと感じているところがありますので、その学習ソフトに関しての環境整備に対しては、さらにスピード感を持ってやっていただけたらなという要望も踏まえてなのですけれども、それに加えて、もしその学習支援ソフトというところが、まだどこにするか決まっていないのですけれども、もしか決まれば子どもたちとかにもなるべく早く知らせ、家庭用のタブレット端末を持っている人に先立って使ってみたらどうか、そういった情報提供などもしていけば教育環境の整備という面では一段も二段もレベルアップした環境がつかれると思っておりますので、その辺も配慮しながらやっていただければと思います。

以上です。

○議長 長 小林教育次長。

○教育次長 国のほうでこのコロナの関係で事業の前倒しというのもありまして、本来で

したら3か年ほどかけて全国整備する予定でしたが、これが前倒しになっているということで、今契約ですとか機器の発注等、集中しているところがございます。できるだけ早く議員の言われるとおり整備はしていきたいと考えておりますし、できるだけ早く子どもたちが使える環境を整えたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 教育費、18ページのフルタイム幼稚園教諭、会計年度任用職員のことでしょうけれども、これ減額していますね、207万幾ら。ということは、採用がなかった、見送ったという理解だと思えるのですけれども、昨年度も最後の年に人が採用できなかったから減額をしましたよと報告受けているのですけれども、今回始まったばかりで、この内容について説明を欲しいのですけれども。例えば春先には計画をしたよと、年度では。子どもたちとか、それが減って必要なくなったのか、それとも応募がなかったのか、その辺のことも含めて説明を願います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 フルタイム会計年度任用職員でございますが、当初予算で採用を予定しておりますが、予算を計上しておりましたけれども、その後の給与の決定でその差額を減額した部分でございます。

以上でございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 給与の差額というのは、どういう理解をすればいいのですか。理解度が低いと言われればそれまでなのですか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 幼稚園で採用を予定しておりましたフルタイム会計年度任用職員の給与でございますが、当初予算計上時にはまだどの職員の方を採用するのかがまだ決まっていなかったもので、採用が決まりました確定して、給与が決定して当初予算の計上額との差額を減額したものでございます。

以上でございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 ということは、1名でないという理解でよろしいのですか。これ最後の質問になるので。私の質問している意味とそちらとが理解が違うのかなと思う。僕は、採用を頼んでおいて、だけれども応募者がなかったのかという聞き方なのですか。そうではなくて、そちらは内部のやつの給料のやりくりでこれだけ減額と。したら、結局は今職員さんは十分な体制で今年は臨めるという理解でよろしいですか。今の体制で、人数で。

○議 長 人数による減額があるかどうかというところも踏まえて。予定人数を確保できているかどうかという。

末田総務課長。

○総務課長 昨年度、今年度に採用予定のフルタイム会計年度任用職員を2人採用いたしましたけれども、1人既に辞められているという状況になります。もう一人も退職が予定されておりまして、5人のフルタイム会計年度任用職員の給与を当初予算で計上してございましたけれども、1人だけ採用ができているところで、あと2人がまだ採用できていない状況になります。これは、引き続き採用を募集している状況にあります。

以上でございます。

(何事か声あり)

○議 長 大丈夫ですか。理解できましたか。

(何事か声あり)

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 11ページ、款2総務費、目9住民活動費のところの説明欄(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業で120万2,000円、需用費、修繕費で行政区会館修繕費と書かれていますと思います。ここで説明のほうでは網戸等をつけるというお話であったかと思えます。会館のほうもかなり古くなっているところもあろうかと思えますけれども、網戸がついているところもございまして、これは古くなっているので、つけ替えたり取り替えたりするという理解でよろしかったでしょうか。お願いいたします。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ただいまのご質問でございますけれども、行政区会館14か所ございまして、現地のほう確認をさせていただきました。その結果、今お話のあったとおり網戸がついていないところ、もしくは破れて全然使えないような場所がありまして、それを統一して全てきれいにつけ替えたいと。なおかつ行政区会館が古いですから、木枠も全て交換しなければだめだということで、1枚当たりの交換費が1万円を見込んでおります。行政区会館1か所当たり6枚を見込みまして、その14か所という計算に基づいて算出をしているところでございます。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 これとってページ数はないのですけれども、今まで1回目、2回目の補正、そして今回の予算の補正でもコロナ対策についていろいろと今までやってきていると思うのです。中小企業支援だとか、あとプレミアム商品券、あるいは今回の定額の10万円、そしてまたこのほかにも今仕事のなくなった人の補償とか、あるいは家賃補償、国も立て続けにいろんな政策を打ち出しているわけなのです。ところが、我々村民、住民につきましてはホームページを見てくださいと、これは分かるのですけれども、見れない人もかなりおられます。そういう中で、よく聞く話は相談に行きたいのだけれども、役場のどこへ相談に行ったらいいのだという話なのです。私思うのですけれども、やはり役場にこういうコロナ対策の総合的に相談を受ける窓口。そこで全て、例えば産業課のこととか保

健福祉課のこととか、そういうことが全部答えられないと思うので、そこでまず一回受けて、ではこれはどこへ相談してください、あるいはこれはどうですかとかどこへ行ってください、あるいは中には社協が扱っている生活福祉資金ですか、そういうのを借りた人は社協へ行って相談してくださいと、そういうことを割り振りするような窓口を設けたらどうかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 2時41分 休憩

午後 2時42分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

西山村長。

○村 長 織田議員さんの今のご指摘、ごもつともございまして、村としても今関連の課につきましては様々なご要望とかご相談を受けているわけでありましてけれども、やはり窓口を明らかにして、そこからいろいろな、今おっしゃったように社協に行く場合もありますし、産業課、住民生活課、あるいは総務課関係へ行く場合ありますので、これは早急に善処させていただきたいと思っておりますので、今どここの課に置くということはお話しできませんけれども、窓口を役場内に置くということでご理解いただきたいと思いますし、速やかな相談体制、確認体制とかとれるように準備というのですか、体制を整えていきますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ページ数が17ページになります。災害対策費の中の説明欄(2)番の新型コロナウイルス感染症対策事業として消耗品費の購入ということで先ほどご説明がございました避難所の開設に当たってのパーティション等の購入費用に充てるのだというご説明でございましたけれども、基本的にはそういうものも必要になってくるというふうに私も考えていますけれども、やはり避難所の関係、パーティション等だけでは、物品だけでは解決できる問題ではないというふうに判断しています。コロナ対策自体が即収束するような事態も考えづらい。ということになりますと、抜本的に避難所の在り方論も含めて、これは改定していかなければならないというふうに判断しているのですけれども、それら変更を当然要すべきマニュアル等の捉え方といいますか、考え方について少しご説明いただければというふうに思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 災害が発生しましたら、避難所を設置することになる場合もございまして。今コロナの感染症が広がっている状況の中で、一つの避難所の中に集中して住民の方が避難するということは、これはなかなか難しい状況になるというふうに考えておりますので、

村内にある避難所を分散させて避難させるだとか、そういった避難所に集中して住民の方が避難するようなことのないような避難所の運営ということを考えていかなければならないのだというふうには考えております。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今回の答弁いただいたのですけれども、考えていかなければならないではなくて、それを今回の対策で打つのであれば、それらも含めてやっていかないと意味ないよということを私は今指摘しているのです。それは、早急にやっていかないと、悪いけれども、備品だけはそろいました。だけれども、避難所、変更もしなければならぬ、人も密集できないという形であれば、今の現有の避難所の在り方を変えなければならぬわけでしょう、現実的には。それを併用してやっていかないと、幾ら今お金かけてやりましてと言っても意味ないでしょうということを私は指摘しているのです。だから、やはりそれは考え方も含めて変更があるのであれば、住民本意だということを言うのであれば、住民に分かるように避難マニュアルをきちっと再構築してこうしていくのだよと、コロナ対策も含めた中でこうしなければならぬということを行政として明文化して、全戸に配布すべきだというふうには私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 早急に検討をいたします。

以上でございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんおっしゃったこと、もつともだと思います。一番今恐れているのは、このウィズコロナ、アフターコロナと地震災害とか、3年前、4年前ですか、あった水害、避難を要する大規模災害が発生した場合、これは大変なことになりますよね。それで、安村議員さんご指摘で、単に今私もいろんな指示をしていますけれども、物品、当然避難所の体制を整えなければいけませんし、今4メートル範囲でソーシャルディスタンスですか、離れるということで、そうなると避難所の空間をどういうふうに、段ボールベッドとかいろんなものを設置していくときに、どういうふうな設営の仕方があるのかということを今検討もしております。同時に、今おっしゃったように避難マニュアル等をコロナウイルスが発生し、そしてそれが持続というか、まだまだ消えない状況にあると思いますので、その部分を含めてやはりその見直しは必要だと思いますし、早急に確立をしていきたいというふうには考えておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 確かにやっていないことについては、検討します、協議しますという形しか回答はできないのは分かります。ただ、私心配しているのは、今現状の中で更別も含めて道内でかなり地震の頻度が高くなっています。更別村もちょっと前に震度3ぐらいの

地震が来ています。やはりいつ何どき地震という災害が来るか分からない。想定できる分は、9月以降になると台風というもう一つの災害も想定しなければならない。そうすると、今6月ですね、限られた期間の中でやっぱりそのマニュアルを作って、いち早く住民に知らせていかないと、では検討します、それは検討してもらわないと困るのです、実施のためには。だけれども、期間的なことを考えたときに、そんなにもう猶予ないのです。それを私は心配しているがゆえに、このような質問をさせていただいているのです。実質的に震度5、震度6、十勝沖みたいなのが来たらどうするのですか。明日来るかもしれない、6月末に来るかもしれない。では、マニュアルありません、資材もありません。だけれども、人はどこに行っていいいか分からない、どこに入れていいか、避難させていいか分からない。そんな状況ではやっぱり困るものですから、それらの体制も含めて併用して段階的にでもいいですから、やっぱり両輪できちっと住民に安心を与えるという意味で提案していかないと僕はだめだと思っているのですけれども。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんおっしゃるとおりです。だから、検討するということは何もしていないということではありません。第10回目までのコロナウイルス対策本部会議では、私はその辺のことを各課に指示をしております。今災害が起こった場合についての避難所の運営の在り方、あるいは避難の仕方、物品の在庫状況等を含めて点検をして、それを今早急に、検討という言葉は今から何も無いところからやっているのではなくて、今ある状態からより災害が発生した状況の中でも適切に対応できるようにしているということでもあります。現在進行中でありまして、また村民の方についてもやはり広く知らせるということについてはごもっともでございますので、機会を見つけてしっかりとやっていきたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第49号 令和2年度更別村一般会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第50号

○議長 日程第30、議案第50号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第50号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条として、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,097万6,000円とし、診療施設勘定の総額に歳入歳出それぞれ786万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億3,054万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正について説明を申し上げます。

それでは、初めに事業勘定の歳出から説明を申し上げます。8ページをお開きいただきたいと思っております。款2保険給付費、項6目1傷病手当金を新設、補正額20万円、補正後の額を20万円とするものであります。これにつきましては、議案第44号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定に伴う新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる被保険者に係る傷病手当金について概算での予算計上となっております。

次に、歳入でありますけれども、7ページをお開きいただきたいと思っております。款3道支出金、項1道負担金、目1保険給付費等交付金は、歳出で傷病手当金を新設しておりますが、その支給額の全額を特別調整交付金として交付されることから20万円を追加し、補正後の予算額を3億4,183万2,000円とするものであります。

続きまして、診療施設勘定の説明にまいります。12ページをお開きいただきたいと思っております。歳出からご説明申し上げます。款1総務費は786万5,000円を増額し、補正後の予算額を2億5,889万6,000円とするものであります。項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業、節14工事請負費、国保診療所改修工事費690万8,000円は、リハビリ室と入院病棟に冷暖房施設を設置するための増額であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に対応する事業としております。診療所のリハビリ室では、入院患者のリハビリのほか、通所リハビリを実施しております。病棟は、一般病棟19床、9室を整えております。換気扇は設置はされているものの、寒暖の調整機能が脆弱であります。特に夏場はカーテンをして窓を閉めるなど、暑い外気をなるべく取り込まないようにしておりますけれども、室温は高温になっております。体温調整機能が低下した高齢者の入院、通所者が多いということで、冷暖房設備を設置し、空調環境の改善と換気を図り、感染症の防止に資することとしております。続いて、説明欄(2)、総務管理費、節2給料21万9,000円、節3職員手当等18万4,000円、節18負担金補助及び交付金、職員退職手当組合負担金3万9,000円は、それぞれ職員の昇格による増額であります。節4

共済費16万円は、職員の昇格及び共済組合財源率の確定に伴う増額であります。なお、14ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。続いて、説明欄（3）、診療施設維持管理経費、節10需用費、備品修繕費6万円でありますけれども、病棟の食洗機が故障したことによる修繕費の増額であります。続いて、説明欄（4）、フルタイム会計年度任用職員給与等、節2給料1万2,000円、節3職員手当等4,000円、節18負担金補助及び交付金、職員退職手当組合負担金2,000円は、給料額の変更に伴う増額であります。節4共済費2万円は、給料額の変更及び共済組合財源率の確定に伴う減額となっております。説明欄（5）、村有建物維持管理経費、節10需用費、村有建物修繕費29万7,000円は、医師住宅1棟において床が破損しております箇所がありまして、修繕に係る費用であります。

続いて、歳入の説明にまいります。11ページをお開きください。款5繰入金は786万5,000円を増額し、補正後の予算額1億5,088万4,000円とするものであります。項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、説明欄にまいります、一般病棟分55万1,000円、救急病床分27万5,000円、その他運営補てん分13万1,000円は、診療所会計の収支の均等を図るようそれぞれに分けて必要額を調整しているところであります。一般会計受入補助金等分690万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から国保診療所改修工事費分を繰入れするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 この際、午後3時10分まで休憩いたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 ただいま国保診療所の関係の入院病棟というか、病室の改善等について、新型コロナ対策の中で対策を打つというご説明がいただきました。ちょっと前後して申し訳ないですけれども、先ほどの一般会計の補正の中では老人福祉センターの冷暖房、集会室等についてということで、これについては皆さんお手元にある令和2年度の一般会計の補正予算の中の明細ということでそれぞれ冷房施設等の設置場所が記載されております。次のページには、病棟の関係の冷房の設置ということで提案されておりますけれども、ここで質問するのはどうかという部分もためらうところはあるのですが、基本的にはこれら高齢者対策、病気になっている方々の対策も含めてという、コロナ対策の一環としての申請をして拡充を図るということでございますけれども、ちょっと気になっているのは、

確かに新型コロナウイルス対策の中で明記はないのですけれども、今病気をなさっている方の入院、あるいは老人の福祉対策の中でという部分の総括して考えると、今更別村に支援センターがあり、支援ハウスがあって、シルバーハウスがある。いわゆるこれは旧リラクタウン構想の対策の中で高齢者対策としてのシルバーハウスの建設及び支援ハウスの構築ということで現在に至っていますけれども、私も経験上というか親がいますので、経験上の話しかできませんけれども、やっぱりかなりこれから夏場に向けて非常に西日が入ったりなんなり、かなり高温になってきて、まして高齢者対策ということを見ると、この中に補正も今回は入っていないという。全体的に国の示した中での直接の支援という形のものはないのですけれども、高齢者対策という弱者対策という形の中で何とかアレンジしてでも、何とかして今回の特別給付の中でシルバーハウスの対応並びに支援ハウスの対応というのは考えられないものなのか、その点の見解を求めたいというふうに思っております。何とかしないと、本当に支援ハウスはめちゃくちゃ今暑いんです。行っていただいたら分かると思うのですけれども。通路や何かだとか食堂や何かはある程度冷房効いていますけれども、個室になってしまうと、やっぱり高齢者ですので、閉め切ってしまうと、やっぱり基本的に30度以上ある。西日や何かが入って日が入ると、やっぱり30度より超えてしまうというような状況が、今おかげさまで高温が続いていますので、そういう状況も散見されますので、それらの対策についての、私は何とかこれに乗ってやるべきだというふうに判断はしているのですけれども、それに対しての対応についての見解を求めたいというふうに思います。

○議長 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の新型コロナウイルス感染症対策の冷暖房設備の更新の中で支援ハウスですとかシルバーハウジングというようなお話でした。今回国の交付金が一時交付というようなことで予算が決まっている中でいろいろと事業を取りまとめたという経過がありまして、その中で今度、まだ今正式なものではないのですが、2次補正というようなことで具体的に村に幾らかというのはこれからで、今庁内でも対策として取りまとめている最中でありまして、その中で支援ハウスにつきましても、今保健福祉課の中で現在協議している最中でありまして、病棟ですとか集会室とまた違う居室部分ですので、国のほうで採択されるかどうかだとか、そういうことはまだこれからの話になるのですが、何らかの形で冷房ですね、夏の暑さ対策については今検討しているところということですので、今具体的なものはここでお示しできないのですけれども、一応検討はさせていただいております。それと、シルバーハウジングにつきましては、保健福祉課というより公営住宅というようなことですので、一般的な公営住宅のほうに冷暖房設備をつける、つけないとなると、ほかの入居者も見限りでは個人でつけていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、その部分は別な観点で検討しなければいけないのかなと思うので、やる、やらないというよりは、また観点が変わってきてしまうものですから、今時点では確定したものがなかったので、曖昧な答えにはなってしまうのですが、支援ハウスについては今そのような形で検

討しているところであります。

○議 長 病棟の改修について説明あれば。診療所の病室の関係の改修で何か補足説明あれば。

(なしの声あり)

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 病室の関係、なかなか説明いただけないということなので、ちょっと寂しかったのですが、指摘ではなくて、過年度からずっと課題になっていました入院病棟の関係の入院患者数の関係と、やはりそれはリンクしてくると思いますので、全室冷房なりなんなりつけるのであれば、やっぱりそれに向けたきちっとした対策を打っていただきたいという部分は、これはもう義務として負うということでご認識いただきたいと思っています。

今新関課長が本当に支援の関係でも少し改善の余地があるのでないか、この特別給付金の改善になるのでないかという、これどうなるか分からないという部分もありますけれども、検討していただいているというのは本当にありがたいことだというふうに思っています。やはりあそこの支援ハウスは、もう80歳、90歳の方がいらっしゃいますので、その環境の変化。暖房はついていきますので、ある程度集中型で管理できるという部分はありますけれども、それぞれ冷房ないです。通路しかないので、やはりそういう部分での集中管理ができるような形での高齢者の見守りという部分も含めての対策が必要でないかなと思いますので、その点何とか特別給付金で対応できるような形でお願いしたいというふうに思っています。

シルバーハウスの位置づけなのですからけれども、今課長がご説明していただいたように、確かに公営住宅と同じだという形のもの説明になろうかなというふうに私も想定しながら、あえて旧制度も含めて高齢者対策なのだよという部分のリラクタウン構想を、あえて福祉も含めての総合的な医療エリアも含めての対策の中での一環としてシルバーがあるのだよという位置づけを補足説明したつもりだったのですが、なかなかその点は端的に一般公営住宅だと言われてしまうとちょっと寂しい思いがあるのですが、それらも含めて、決してリラクタウン構想がどうのこうのという部分でなくて、やっぱり福祉の里ゾーンをもう一度構築しているわけですから、それはそれなりの中での位置づけで考えていただきたいというふうに思っているのですが、余り冷たく一般公営住宅と同じなのだという捉え方ではなくて、やっぱり福祉ゾーンのエリアの中のシルバーハウスなのだという部分の押さえ方をして、村長、そういう形の押さえ方をして進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 言葉足らずで申し訳ございませんでした。

シルバーハウジングをやる、やらないということではなかったものですから、あと入居者に対してやはり負担がかかってきますので、そういうのも含めて慎重にしたほうがいい

かなというようなこともあって話しさせてもらっていますので、全く門前払いでやらないという意味ではございませんので、検討させていただきたいと思っております。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんご指摘、ますますごもつもののですけれども、今課長が答弁させてもらいましたように、そのことのシルバーハウジングの位置づけとか福祉の里のゾーンのところの部分、やっぱりそこをしっかりと絡めてやっていくということは大事だと思います。

今第10回目の対策本部会議で指示をしましたのは、国のほうから、内閣府ですけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例ということで108、議員さんも持っていらっしゃるけれども、ありとあらゆる部分に対策としてこういうふうな活用ができますよということで、先々日道総研の絡みもありまして、高齢者の見守りということで内閣府とテレビ会議で話をすることがありました。私のほうから新型交付金の、これ臨時交付金の1次と2次はどこが違うのですかというような話で、金額も大きくなりますということでお話を伺いましたところ、1次についてはとりあえず緊急に足元の対策をしてくださいと。所得が減っている人、あるいは高齢者で困っている方々、それとか本当に営業ができないとか、そういう方たちのために即政策を打ってくださいと。2次交付金につきましては、これは50%は足元の対策を引き続きやってくださいと。まだ農業関係者とかいろんな部分も出てきていますし、その部分いろんな、織田議員さんからも先ほどお話がありましたけれども、新しい対応策というのが出ています。その半分は、いわゆる先取りということで、今遠隔教育とか遠隔医療とかというような形でご提案はさせていただきましたけれども、今やっておくということで、スーパーシティの関連もあったのですけれども、先取りをして、行政として村の課題を解決するためにこの交付金を使ってできることは考えたほうがいい。そのためには、やっぱり自分の村の課題が全ての分野でどこにあるのか。この活用できる部分はどこにあるのかということを知恵を絞ってやらないと、逆に言えば自治体が試されているというふうに私は考えたのですけれども、いかにその部分で今おっしゃられた部分についての施設の整備とかをどのように提案できるかということにかかっていると思いますし、その点については議員の皆様方のご理解とかご指示、ご指摘を受けながら、やっぱり全力を挙げて第二次補正に見合うような村の提案をしっかりと行っていきたいというふうに思います。

議員さんおっしゃったとおり、本当に早急にこの部分については支援ハウス等も含めてしっかりと対応していかなければいけませんし、全体として福祉ゾーンとかそういうことをしっかりと高齢者対策も含めてしっかりやっていきたいというふうに思いますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第50号 令和2年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第51号

○議 長 日程第31、議案第51号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第51号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

事業勘定、歳入の説明をさせていただきたいと思っております。5ページをお開きください。款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料を140万9,000円減額をし、補正後の予算額を6,313万5,000円とするものであります。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4低所得者保険料軽減繰入金に140万9,000円を追加し、補正後の予算額を339万3,000円とするものであります。これは、議案第45号 更別村介護保険条例の一部を改正する条例制定に伴いまして、低所得高齢者の保険料軽減強化を図るもので軽減する保険料につきまして、国は2分の1、道が4分の1、村が4分の1の公費負担となりますので、一般会計から繰入金を追加しまして、第1号被保険者保険料を減額するものであります。

以上、ご提案を申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第51号 令和2年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第52号

○議 長 次に、日程第32、議案第52号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第52号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条に総則、第2条では今回補正した収益的収入及び支出を定めております。

補正予算実施計画書、3枚目になりますけれども、そちらのほうをお開きいただきたいと思います。実施計画書、予算明細書、収益的収入及び支出の部分であります。収入では、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、第1目節一般会計補助金で370万円を追加しております。こちらは、一般会計からの繰入金となるものであります。

次に、下の支出にまいりまして、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第2目処理場費、節修繕費で370万円を追加するものであります。これは、更別浄化センターの自動スクリーンの修繕を行うことによるものであります。これは、汚物を処理槽に送る途中でごみを取るための自動スクリーンのベルトコンベヤー装置が経年劣化により5月11日に一時停止をしました。その後復旧し、稼働しましたが、その後も同様のことが度々起きている状況から、早期に交換、修繕を行うものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第52号 令和2年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月9日及び6月10日の2日間休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、6月9日及び6月10日の2日間休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時30分散会）